

## 質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(事業名)9-22谷田部総合体育館外1施設空調設備賃貸借

NO.	質問事項	回 答
1	既存機器があった場合、その撤去費用は本契約に含むという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	賃貸借契約書は貴市指定様式での締結となるでしょうか、リース会社にて作成となるでしょうか。貴市指定様式の場合、事前に契約書案を頂くことは可能でしょうか。	受注者書式での契約が可能です。ただし、書式の記載内容が市の求める要件を満たさない場合は、協議を行い書式を決定するものとします。
3	本契約においてリース会社が受託し、又は請け負うことが建設業法に抵触する可能性がある業務を含んでいる場合は、リース会社は工事会社とグループを組んでこれを受託し、当該工事会社を工事業務にあたらせるとともに、当該グループの代表としてリース会社が本契約を締結するという認識で宜しいでしょうか。	本事業は、リース会社との契約締結になります。賃貸借物件の施工を事業者(リース会社)が工事業者へ発注すること、保守及び点検等業務をメーカー等に委託することを市は妨げません。本契約を受託する事業者(リース会社)においては法令等を遵守し、適切に業務内容を遂行してください。
4	世界情勢の影響等・当社の責によらない事情により、製品の生産・供給が遅れる等の場合、賃貸借期間の変更等の協議は可能でしょうか。	可能です。
5	インボイス対応において、要件を満たす適格請求書は必要でしょうか。	不要です。
6	資格要件および仕様書9にて「元請として継続12ヶ月以上の～」とありますが、リース会社が応札する場合、「リース会社として」と読み替えてもよろしいでしょうか。	読み替え可能です。
7	仕様書「11.機器仕様書(1)イおよび(2)イ」によると、「参考品番で示した機器は発注者が想定した機種であり、受注者は現地調査を十分に行い、以下項目要求事項を満たす同等品以上の適切な機器を選定し、発注者と協議の上決定すること。」とありますが、参考品番以外での応札を希望する場合、同等品申請は入札前に行うという認識でよろしいでしょうか。また、同等品申請の様式は任意様式でよろしいでしょうか。	仕様書記載のとおり、同等品については契約後に協議の上決定します。また、申請は任意様式でよろしいです。